

改正後	改正前
<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後に速やかに行わなければならない。</p> <p>2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記様式によるものとし、当該補助金等交付申請書をもって規則第11条第1項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。なお、申請に当たっては、別表第3に基づく書類等を添付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>4 補助事業者は、第2項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、<u>県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証するもの（県税事務所で発行する全税目の納税証明書（県税の納税義務がある場合に限る。）又は県税完納情報の提供に係る同意書及び別紙4）を添えて知事に提出しなければならない。</u></p> <p>第5条～第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>上記2以下の附則（略）</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和5年9月8日から施行する。ただし、施行日前に申請した令和5年度事業については、従前の例による。</u></p>	<p>第1条～第3条（略）</p> <p>第4条 補助金の交付の申請は、補助事業が完了した後に速やかに行わなければならない。</p> <p>2 規則第3条第1項の補助金等交付申請書の様式は、別記様式によるものとし、当該補助金等交付申請書をもって規則第11条第1項の補助事業等実績報告書に代えるものとする。なお、申請に当たっては、別表第3に基づく書類等を添付するものとする。</p> <p>3 前項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除額等が明らかでないものについては、この限りでない。</p> <p>4 補助事業者は、第2項の規定により補助金の交付を申請するに当たっては、県税及び県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明しなければならない。</p> <p>第5条～第11条（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>上記2以下の附則（略）</p>

高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後				改正前			
別表第1（第3条関係）				別表第1（第3条関係）			
事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率及び補助（限度）額	事業区分	事業実施主体	補助対象経費	補助率及び補助（限度）額
林業就業者技術向上支援事業				林業就業者技術向上支援事業			
(1)間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	6から12齢級まで(ただし、齢級の上限を、造林事業については長伐期施業を行う13齢級から市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に2を乗じた齢級までとし、木材安定供給推進事業については齢級の上限は無しとする。)の人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり80立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。	(1)間伐材搬出支援事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	6から12齢級まで(ただし、齢級の上限を、造林事業については長伐期施業を行う13齢級から市町村森林整備計画で定める標準伐期齢に2を乗じた齢級までとし、木材安定供給推進事業については齢級の上限は無しとする。)の人工林に係る間伐の実施、搬出及び運搬に要する経費	定額 素材及びチップ等端材1立方メートル当たり900円。ただし、下限は1ヘクタール当たり30立方メートル、上限は1ヘクタール当たり90立方メートルとする。なお、チップ等端材1トンは、1.2立方メートルとする。
(2)作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費	造林事業等の補助対象事業費（木材安定供給推進事業にあつては、査定事業費）の12パーセント以内。(造林事業の補助率が10分の4である場合にのみ、当該事業の補助対象とする。)ただし、令和3年4月1日以降、新たに森の工場事業実施計画を策定した場合であつて、当該計画の既設路網密度が1ヘクタール当たり100メートルを超える場合は、査定事業費の6パーセント以内。 造林事業等と当事業の補助金の合計額が事業費（実行経費）を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。	(2)作業道整備事業	森の工場事業実施計画の承認を受けた林業事業体等	森林整備及び効率的な作業システムに必要な作業道の開設に要する経費	造林事業等の補助対象事業費（木材安定供給推進事業にあつては、査定事業費）の12パーセント以内。(造林事業の補助率が10分の4である場合にのみ、当該事業の補助対象とする。)ただし、令和3年4月1日以降、新たに森の工場事業実施計画を策定した場合であつて、当該計画の既設路網密度が1ヘクタール当たり100メートルを超える場合は、査定事業費の6パーセント以内。 造林事業等と当事業の補助金の合計額が事業費（実行経費）を上回る場合は、事業費から造林事業等の補助金額を差し引いた額以内とする。

高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後	改正前
<p>別記様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所 事業体名称 代表者 (生年月日: 年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">年度(-四半期) 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により、補助金 円を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業内訳書(別紙1のとおり)</p> <p>2 事業完了年月日 年 月 日</p> <p>3 振込先 金融機関・支店名: 銀行 支店 預金種目: 普通 当座 その他 (いずれかに○をして下さい。) 口座番号: 口座名義: (フリガナ)</p> <p>4 その他(別表第3に基づく添付書類等)</p> <p>(注) ・県税の滞納がないことを証明する書類として、県下の県税事務所が発行する「納税証明書」又は県税完納情報の提供に係る同意書(※1)及び本人確認書類の写し(※2)を添付すること。 ※1:高知県総務部税務課が別に定める「県税完納情報提供事務処理要領」における第4号様式 ※2:補助事業者が個人の場合は、マイナンバーカード、運転免許証、健康保険証の写し等 ・県税の納付義務がない場合は本人からの申立書 ・県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類として、別紙4を添付すること。</p>	<p>別記様式(第4条関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>高知県知事 様</p> <p style="text-align: center;">住所 事業体名称 代表者 (生年月日: 年 月 日)</p> <p style="text-align: center;">年度(-四半期) 高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付申請書</p> <p>高知県補助金等交付規則第3条及び高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱第4条第2項の規定により、補助金 円を交付されるよう下記の関係書類を添えて申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業内訳書(別紙1のとおり)</p> <p>2 事業完了年月日 年 月 日</p> <p>3 振込先 金融機関・支店名: 銀行 支店 預金種目: 普通 当座 その他 (いずれかに○をして下さい。) 口座番号: 口座名義: (フリガナ)</p> <p>4 その他(別表第3に基づく添付書類等)</p> <p>(注)1 県税の滞納がないことを証明する書類として、県下の県税事務所が発行する「納税証明書」を添付すること。 県に対する税外未収金債務の滞納がないことを証明する書類として、別紙4を添付すること。</p>

高知県森の工場活性化対策事業費補助金交付要綱 新旧対照表

改正後

改正前

別紙2

間伐材搬出支援事業 内訳表

森の工場名	施行実施番号	搬出地の所在						森林所有者		樹種	林齢	面積	一般用材搬出材積 (m3)	チップ等種材搬出量 (t)	チップ等種材換算率	チップ等種材搬出量 (m3)	合計 (m3)	1ha当たりの搬出量 (m3)	補助対象搬出量	補助金額 900円/m3	造林事業		木材安定供給推進事業	実行経費 (取扱き)		
		市町村名	大字	字	地番	地番敷	林小班	住所	氏名												申請半期	申請番号				
計																										

- (注) 1 面積は小数点3位以下切り捨て、小数点2位止めしてください。
- 2 一般用材の補助対象搬出量は、小数点以下切り捨ての整数止めしてください。
- 3 「チップ等種材搬出量(t)」は、小数点2位以下切り捨て、小数点1位止めしてください。
- 4 「チップ等種材搬出量(m3)」及び「補助対象搬出量」は、小数点以下切り捨て、整数止めしてください。
- 5 チップ等種材換算率は1.2としてください(1トンあたり1.2立方メートル)。
- 6 別表第3に基づき造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材種集計表を添付してください。
- 7 合計(m)の欄については造林事業及び木材安定供給推進事業の申請・実績と一致させてください。
- 8 補助事業が木材安定供給推進事業の場合は、「木材安定供給推進事業」の欄に○を記入してください。

別紙2

間伐材搬出支援事業 内訳表

森の工場名	施行実施番号	搬出地の所在						森林所有者		樹種	林齢	面積	一般用材搬出材積 (m3)	チップ等種材搬出量 (t)	チップ等種材換算率	チップ等種材搬出量 (m3)	合計 (m3)	1ha当たりの搬出量 (m3)	補助対象搬出量	補助金額 900円/m3	造林事業		木材安定供給推進事業	実行経費 (取扱き)			
		市町村名	大字	字	地番	地番敷	林小班	住所	氏名												申請半期	申請番号					
計																											

- (注) 1 面積は小数点3位以下切り捨て、小数点2位止めしてください。
- 2 一般用材の補助対象搬出量は、小数点以下切り捨ての整数止めしてください。
- 3 「チップ等種材搬出量(t)」は、小数点2位以下切り捨て、小数点1位止めしてください。
- 4 「チップ等種材搬出量(m3)」及び「補助対象搬出量」は、小数点以下切り捨て、整数止めしてください。
- 5 チップ等種材換算率は1.2としてください(1トンあたり1.2立方メートル)。
- 6 別表第3に基づき造林事業及び木材安定供給推進事業の搬出材種集計表を添付してください。
- 7 合計(m)の欄については造林事業及び木材安定供給推進事業の申請・実績と一致させてください。
- 8 補助事業が木材安定供給推進事業の場合は、「木材安定供給推進事業」の欄に○を記入してください。